

認定申請 被扶養者現況届

川崎汽船健康保険組合 理事長 殿

被保険者情報

記号一番号	—	事業所名	
被保険者氏名			

扶養認定対象者

認定対象者氏名		年齢	歳	続柄	
---------	--	----	---	----	--

住民票添付に関して： **扶養認定対象者の「続柄」が【子】或いは【配偶者】であって**、当現況届における「続柄」及び居住状況「同居」の記載内容が事業主作成の「健康保険被扶養者（異動）届 認定」と一致する場合は住民票の添付を省略できます。

【1. 申請理由】

- ☐ a. 被保険者の資格取得（入社）
- ☐ b. 被保険者の再雇用・転籍（川崎汽船健保内の異動）
- ☐ c. 被保険者と結婚
- ☐ d. 扶養認定対象者の退職
- ☐ e. 扶養認定対象者の収入減少
- ☐ f. 扶養認定対象者の失業給付受給終了
- ☐ g. 出生
- ☐ h. その他（a～gに該当しない場合、理由を具体的にご記入下さい）

[

]

【添付書類】

- d. 離職票・退職証明書等写（退職したことがわかるもの）
- e. 雇用契約書または給与明細（直近3か月分）の写し（収入減が確認できるもの）
- f. 雇用保険受給資格者証写（支給開始日と給付期間がわかる頁）
- h. 申請事由を証明する書類

【2. 生活状況について】

【①居住状況】 *単身赴任や子の通学のための別居は「同居」扱いとなります

- ☐ a. 同居
- ☐ b. 別居 別居の場合 → 住所 〒 —

[

]

【②配偶者】 ☐ a. いる ☐ b. いない

【③申請時の職業等】

- ☐ a. 無職
- ☐ b. 学生
- ☐ c. パートやアルバイト → 3.ハ
- ☐ d. 自営業者 → 3.ハ
- ☐ e. その他（ ）

【④これまでの健康保険加入状況】

- ☐ a. 以前も被扶養者であった
- ☐ b. 国民健康保険
- ☐ c. 他健康保険組合の被保険者または被扶養者

【添付書類】

- ①a. 住民票が同一でも居所住所が異なる場合は、生計維持関係を証明できる書類と住民票（世帯全員分）
- b-1. 仕送り証明（直近3か月分）
銀行振込（控）や通帳等（送金者と送金額がわかるもの）手渡し不可
- b-2 被保険者と認定対象者それぞれの住民票（世帯全員、続柄の記載があるもの）
- ②a. 配偶者が川崎汽船健康保険組合の被扶養者でない場合は、配偶者の収入額がわかるもの（源泉徴収票等）
- ③a. 収入証明書（0円が記載されているもの）
- b. 学生証・在学証明書の写し（有効期限内）
- e. 健康保険組合に確認ください。
- ④C. 加入していた健康保険資格喪失証明書

【3. 収入について】

【①継続的な収入の有無】

- ☐ a. ある
- ☐ b. ない

【②収入の種類と金額】※収入があると回答した場合に記入

- ☐ a. 給与（パート・アルバイト） 月額 円
- ☐ b. 年金・恩給（国民・厚生・個人・企業・障害含む） 年額 円
- ☐ c. 失業給付受給中：日額が60歳未満は3,612円、（配偶者除く19歳以上23歳未満は4,167円）60歳以上は5,000円を超える場合、認定はできません 日額 円
- ☐ d. 休業補償（傷病手当金等） 月額 円 年額 円
- ☐ e. 事業収入（自営業、農業等） 年額 円
- ☐ f. 不動産収入（家賃や駐車場等） 年額 円
- ☐ g. その他（内容と金額を具体的にご記入下さい） 年額 円

[

]

【添付書類】

- ★【19歳～23歳未満（学生含む）の方について】
認定対象者が学生の場合でも、アルバイト等働いている方は **aある** を選択し、**②a**に金額を記入ください
- a. 雇用契約書または給与明細（直近3か月分）の写し
★学生は月額の記載のみで可。但し証明書類を求める場合があります。
- b. 最新の年金額改定通知等写し（金額がわかるもの）
- c. 雇用保険受給資格者証写し
支給開始日、基本手当日額が記載されている頁
- d. 支給決定通知書等 写し
- eとf. 確定申告書及び収支内訳書
受付印や受付番号が入ったもの
- g. 記載の収入額が確認できるもの

【5. 雇用保険失業給付受給について】

【2. 申請理由】で「d. 扶養認定対象者の退職」とされた方は必ずご記入ください

- ☐ a. 受給しない（理由： ）
- ☐ b. 受給します： 受給開始後速やかに扶養削除の手続きを行います。
[受給（予定）期間： 年 月 日から 日間]
- ☐ c. 延長します： 受給開始後速やかに扶養削除の手続きを行います。（理由： ）

【添付書類】

- 失業給付を受給予定の方（b.c該当者）
日額が3,612円（配偶者除く19歳以上23歳未満は4,167円）60歳以上は5,000円を超える場合、扶養削除の手続きが必要です。
- a～cに該当する方
受給状況を確認するため「雇用保険受給資格者証」の提出を求める場合があります。

誓約書

以上の申請内容に相違ありません。また別途書類の提出を求められた場合は、提出することに同意いたします。
認定基準に該当しなくなったことが判明した場合は、速やかに扶養削除の手続きを行います。

令和 年 月 日 被保険者氏名